二九二　日本郵便株式会社法施行規則第一条第一項及び第二条第一項の規定に基づき、国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものを定める件　三〇　164　七

○総務省、法務省、経済産業省

四　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　五　四

○総務省、文部科学省

一　独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等の一部を改正する件　一二　二

○中央選挙管理会

八　平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一二　特23　一

九　執行の衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一三　特24　一

一〇　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件　二六　三

○政治資金適正化委員会

四三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一一　七

四四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一七　三

四五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一七　三

四六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二七　四

四七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二七　四

○消防庁

七　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件　一七　三

八　〃　二三　二

九　消防法施行令第四条の五第一項に規定する登録確認機関の確認を行おうとする防炎対象物品又はその材料の変更に関する件　二三　三

○法務省

二六三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二　三

二六四　日本国に帰化を許可する件　二　三

二六五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二　四

二六六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二　四

二六七　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第四条第一項に規定する業務を行う者として指定した者の名称を変更する件　二　四

二六八　日本国に帰化を許可する件　三　四

二六九　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三　五

二七〇　日本国に帰化を許可する件　四　五

二七一　〃　九　二

二七二　除籍の一部が滅失した件　九　二

二七三　日本国に帰化を許可する件　九　二

二七四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一〇　四

二七五―二七七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一〇　四

二七八　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一一　七